

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が設置する大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「大学等」という。）が学外の機関（以下「委託元機関」という。）から委託を受けて行う研究、試験、試作、調査及び学術指導等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 教授、准教授、講師、助教その他大学等において研究活動に従事する特任教員、客員研究員、特別研究員、学生（大学院生を含む。）及び職員等をいう。
- (2) 受託研究 委託元機関から研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）を受け入れて、教職員等が当該委託元機関から委託を受けて行う研究をいう。
- (3) 受託事業 委託元機関から試験、試作、調査及び学術指導等に要する経費（以下「受託事業費」という。）を受け入れて、教職員等が当該委託元機関から委託を受けて行う試験、試作、調査及び学術指導等をいう。
- (4) 受託研究等 受託研究及び受託事業をいう。
- (5) 受託研究費等 受託研究費及び受託事業費をいう。
- (6) 受託研究者 受託研究等に従事する教職員等をいう。
- (7) 受託研究代表者 受託研究者のうち当該受託研究等を代表する者であって、教職員等（学生を除く。）の中から選出される者をいう。
- (8) 知的財産権 公立大学法人大阪知的財産権取扱規程第2条第2項に掲げる知的財産権をいう。

(受託研究の要件)

第3条 受託研究等は、大学等の教育研究上有意義なものであり、かつ、本来の教育研究業務に支障を及ぼさないものでなければならない。

2 次に掲げる条件が付されている受託研究等は、これを受け入れることができない。

- (1) 受託研究費等によって取得した設備等を返還すること。
- (2) 受託研究等の結果生じた知的財産権の権利を委託元機関に対し無償で使用させ、又は譲渡すること。
- (3) 受託研究等の成果の公表を委託元機関が行うこと。

3 前項の規定にかかわらず、受託研究等を受託するに際し必要のある場合は、双方協議のうえ条件を定めることができる。

(受託研究の申請)

第4条 委託元機関の代表者（以下「申請者」という。）は、受託研究等を委託しようとするときは、所定の書面により理事長に申請しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、法人又は教職員等からの応募等により委託元機関が受託研究等の委託を決定したときは、申請を不要とすることができる。

(受託研究の承認)

第5条 理事長は、申請があったときに受託研究等をすることが適当であると認めるときは、承認する旨を申請者に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 受託研究等の実施にあたっては、理事長は委託元機関の代表者との間で、次の各号に掲げる事項を記載した受託研究契約又は受託事業契約（以下「受託研究契約等」とする。）を締結しなければならない。

- (1) 受託研究等の題目
- (2) 受託研究等の目的
- (3) 受託研究等の内容
- (4) 受託研究等の実施場所
- (5) 受託研究等の実施期間
- (6) 受託研究者に関する事項
- (7) 経費の負担に関する事項
- (8) 受託研究等の成果の取扱いに関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、受託研究等に関し必要な事項

2 委託元機関が国、法律により設立された特殊法人又は独立行政法人等の場合で前項の規定により難しい場合は、双方協議の上、対応を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 受託研究費等は、直接受託研究等に要する経費（以下「直接経費」という。）及び大学の管理等に要する経費（以下「間接経費」という。）とする。

2 委託元機関は、前条の受託研究契約等を締結したときは、指定期間内に受託研究費等を納付しなければならない。

3 既納の受託研究費等は還付しない。ただし、第10条の規定により受託研究等を中止したときは、不用となった額の範囲内において、全部又は一部を還付することができる。

4 第10条の規定により受託研究等を変更したときは、その事由に応じ委託元機関に受託研究費等の追加負担を求めることがある。

(施設・設備の利用等)

第8条 法人は、その施設及び設備を受託研究等の用に供するものとする。

2 理事長は、受託研究等の遂行上必要な範囲内で、委託元機関の設備を大学等に受け入れて教職員等を受託研究等を行わせることができる。

(設備の帰属等)

第9条 受託研究費等により取得した設備等は、法人に帰属するものとする。

2 委託元機関が国、法律により設立された特殊法人又は独立行政法人等の場合で前項の規定により難しい場合は、双方協議の上、帰属等を決定するものとする。

(受託研究の中止又は変更)

第10条 理事長は、天災その他受託研究等の遂行上やむを得ない事由があると認める場合は、委託元機関の代表者と協議の上、当該受託研究等を中止し、又は当該受託研究等の内容を変更することができる。

(受託研究の完了)

第 11 条 受託研究代表者は、受託研究等が完了したときは、理事長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第 12 条 受託研究等による研究の成果は公表できるものとし、その時期及び方法等は、理事長と委託元機関の代表者が協議して定めるものとする。

(知的財産権)

第 13 条 受託研究等の結果生じた知的財産権の帰属等については、受託研究契約書等並びに公立大学法人大阪知的財産権取扱規程及び公立大学法人大阪成果有体物取扱規程の定めるところによる。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、受託研究等の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の前日までに、大阪府立大学、大阪市立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校において現に契約を締結している受託研究等については、大阪公立大学又は大阪公立大学工業高等専門学校に継承し、本規程を適用する。